

# 長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 5 7 0

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。

長野市トップページ>MENU>健康・医療・福祉  
高齢者福祉・介護>介護保険>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

## も く じ

- 介護保険負担割合証の更新について
- 介護サービス事業所の指定内容の変更に係る添付書類について
- 業務管理体制に係る事業者（法人）番号一覧のホームページ掲載について
- 令和4年度介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の実績報告について【別紙1】
- 個人番号カード（マイナンバーカード）顔写真証明書について
- 熱中症予防の普及啓発・注意喚起について【別紙2】
- 福祉用具の重大製品事故に係る情報提供について
- 介護保険最新情報について
- 要介護・要支援認定者状況（令和5年5月末現在）
- 【事務連絡】「ケアプランデータ連携システム」の利用事業所状況の掲載について【別紙3】
- 令和5年7月開催 介護予防教室・介護者教室について【別紙4】
- 令和5年度「介護支援専門員実務研修受講試験対策講座」について【別紙5】
- 令和5年度短期専門講習 動画配信セミナー 口腔ケア～たった週2回の口腔ケアで命を守る～について【別紙6】
- 映画「ケアニン」上映会について【別紙7】

## 介護保険負担割合証の更新について

現在、利用者の皆様がお持ちの介護保険負担割合証は令和5年7月31日までの適用期間となっております。新しい負担割合証の発行について確認をお願いします。

- 1 負担割合の更新についてお手続きは不要です。8月1日時点で要介護等認定を受けている方に自動で発行いたします。
- 2 新しい介護保険負担割合証は、7月14日（金）付けで発送する予定です。  
（負担割合証が入る小さい茶色の封筒に入れ、普通郵便で郵送します。）
- 3 個人情報保護の観点から、負担割合についての問い合わせにはお答えいたしません。必ず介護保険負担割合証で負担割合をご確認いただきますようお願いいたします。
- 4 適用期間の満了した負担割合証については、返却の必要はありません。ご自身で処分していただきますようご案内をお願いします。
- 5 利用者の方への説明のために負担割合証の見本が必要な場合は、見本データを提供しますので、以下のメールアドレスまでご連絡ください。
- 6 郵送先については、介護保険送付先変更の手続きにより、任意の送付先を設定することが可能です。書類管理が困難な場合は、本人・ご家族と送付先変更が必要かご相談をお願いします。  
なお、負担割合証の送付先に設定するためには7月4日（火）までにお手続きが必要です。手続きについては、以下からご確認ください。

長野市トップページ → MENU → 健康・医療・福祉 → 高齢者福祉・介護  
→ 介護保険 → 介護保険資格 → 介護保険関係書類の送付先変更について  
<https://www.city.nagano.nagano.jp/n101500/contents/p002422.html>

利用者負担軽減制度に係る証書については、7月5日号でお知らせします。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当  
TEL：026-224-7871（直通）  
e-mail：[kaigo@city.nagano.lg.jp](mailto:kaigo@city.nagano.lg.jp)

## 介護サービス事業所の指定内容の変更に係る添付書類について

介護分野の文書に係る負担軽減に伴い、介護サービス事業所の指定内容の変更の際に提出いただく変更届の添付書類について見直しを行いました。

詳細はホームページに掲載していますので、以下のURLから御確認下さい。

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n101000/contents/p002506.html>

問い合わせ先：高齢者活躍支援課 介護施設担当  
TEL：026-224-5094（直通）

## 業務管理体制に係る事業者（法人）番号一覧のホームページ掲載について

令和3年4月1日の法改正により、業務管理体制の所管が長野市となった事業者（法人）の番号の一覧を以下のホームページに掲載いたしました。各事業者におかれましては御確認いただくとともに、届出事項の変更又は区分変更がある場合には届出をお願いいたします。

なお、業務管理体制の届出については、電子申請による届出が可能ですので、積極的に御活用ください。

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n101000/contents/p002511.html>

問い合わせ先：高齢者活躍支援課 介護施設担当  
TEL：026-224-5094（直通）

## 令和4年度介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の実績報告について

令和4年度に介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した事業者は、別紙1により実績報告書を提出してください。なお、郵送による提出も可能です。

**提出期限**：令和5年8月1日（火）必着

問い合わせ先：高齢者活躍支援課 介護施設担当  
TEL：026-224-5094（直通）

## 個人番号カード（マイナンバーカード）顔写真証明書について

個人番号カード受け取りについてのお知らせです。

個人番号カードの受け取りに際し、福祉サービスを受けている場合は、代理人による受け取りが可能です。代理人による受け取りの場合は、申請者の顔写真付きの本人確認書類が必要となりますが、顔写真付きの本人確認書類がない方は、個人番号カード顔写真証明書（下記 URL 又は二次元コード参照）を施設の長などが証明することにより本人確認書類として使えることとなります。

サービス利用者から顔写真証明書の記入を依頼された場合はぜひご協力ください。

※証明者の氏名は、署名または記名押印してください。

詳細は、下記 URL 又は右の二次元コードからご確認ください。



<https://www.city.nagano.nagano.jp/n085500/contents/p006185.html>

問い合わせ先：市民窓口課 マイナンバーカード交付推進室  
TEL：026-224-8380（直通）

## 熱中症予防の普及啓発・注意喚起について

厚生労働省から、熱中症予防の普及啓発・注意喚起を目的とした通知がありました。  
各事業所におかれましては、別紙2のリーフレット等をご活用いただき、熱中症予防の参考として下さい。

(参考) 日本救急医学会作成「熱中症診療ガイドライン2015」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/)

問い合わせ先：高齢者活躍支援課 介護施設担当  
TEL：026-224-5094（直通）

## 福祉用具の重大製品事故に係る情報提供について

このことについて、厚生労働省老健局高齢者支援課より連絡がありました。  
消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、令和5年5月29日（月）～6月2日（金）の週において、福祉用具に係る事故が1件あり、これに関する事故について下記のとおり情報提供します。

なお、令和3年3月22日号フレッシュ情報でお知らせしましたとおり、福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、情報収集を行うため、福祉用具に関する事故発生があった場合は、長野市へご報告くださいますようお願いいたします。

※ 福祉用具とは、福祉用具貸与の製品及び特定福祉用具購入の製品に限ります。

消費者庁ホームページ（転記）

事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県
令和5年5月27日	令和5年5月30日	電動車いす(ハンドル形)	死亡1名	使用者(80歳代)が当該製品を使用中、踏切内で列車にはねられ死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在原因を調査中。	埼玉県

問い合わせ先：介護保険課 給付担当  
TEL：026-224-7871（直通）

## 介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。  
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

## 【介護保険最新情報 vol. 1154】

地域包括支援センターの職員等を対象とした家族介護者支援に関する研修カリキュラム及び家族介護者のつどいの場を立ち上げるためのマニュアルについて（周知）

## 【介護保険最新情報 vol. 1155】

「ケアプランデータ連携システム」の利用事業所状況の掲載について（事務連絡）

## 【介護保険最新情報 vol. 1156】

「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」の改訂について（通知）

## 【要介護・要支援認定者状況】（令和5年5月末日現在 地区別認定者数：20,619人）

地区名	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
第1地区	53	50	81	48	53	48	30	363
第2地区	90	94	195	102	93	105	59	738
第3地区	63	81	136	65	65	80	43	533
第4地区	27	28	44	26	14	34	25	198
第5地区	37	33	62	40	21	34	17	244
芹田地区	170	133	312	140	105	151	90	1,101
古牧地区	112	127	282	130	144	143	76	1,014
三輪地区	153	167	272	144	115	158	67	1,076
吉田地区	117	133	250	115	88	97	59	859
古里地区	92	77	144	87	76	107	42	625
柳原地区	66	47	87	49	32	39	30	350
浅川地区	57	58	120	54	35	57	46	427
大豆島地区	59	57	146	63	64	83	40	512
朝陽地区	73	88	202	100	103	108	51	725
若槻地区	188	149	289	150	124	179	114	1,193
長沼地区	22	15	28	16	20	21	7	129
安茂里地区	199	187	295	156	126	158	83	1,204
小田切地区	9	13	19	9	15	18	10	93
芋井地区	20	12	36	23	21	20	15	147
篠ノ井地区	346	265	530	241	255	371	197	2,205
松代地区	185	166	306	142	122	198	100	1,219
若穂地区	118	86	149	72	74	94	53	646
川中島地区	211	157	309	154	147	200	102	1,280
更北地区	275	184	403	199	137	231	139	1,568
七二会地区	19	26	33	18	36	30	16	178
信更地区	30	22	30	22	23	30	9	166

豊野地区	75	47	154	67	67	96	37	543
戸隠地区	17	8	57	37	51	59	31	260
鬼無里地区	15	5	48	31	24	24	9	156
大岡地区	40	10	30	10	11	10	4	115
信州新町地区	84	28	82	39	68	52	32	385
中条地区	40	10	62	28	41	20	13	214
市外	21	10	29	17	20	38	18	153
合計 (現存者)	3,083	2,573	5,222	2,594	2,390	3,093	1,664	20,619



ながのご縁を  
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要な情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電 話： 026-224-7871 (直通) / F A X： 026-224-8694

Eメール： [kaigo@city.nagano.lg.jp](mailto:kaigo@city.nagano.lg.jp)